



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	1
公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課）	1
特定漁港漁場整備事業計画変更書の案の縦覧（漁港漁場課）	2
事業の認定（用地課）	2

### 公 告

開発行為に関する工事の完了（建設指導課）	3
木造建築士試験の試験会場の変更（建築指導課）	4
特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄水産高等学校）	4

### その他

行政オンブズマンの運営状況の公表	6
行政書士試験の実施	10

## 告 示

### 沖縄県告示第262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊是名中部地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和4年7月6日から同年8月3日まで
- 3 縦覧に供する場所 伊是名村役場
- 4 その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第263号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 大宜味村地内（大保地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年11月29日から令和4年3月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第264号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、糸満地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更する予定であるので、当該特定漁港漁場整備事業計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画変更書の案
- 2 縦覧の期間 令和4年7月5日から同月25日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- 3 縦覧の場所 沖縄県農林水産部漁港漁場課及び沖縄県南部農林土木事務所並びに沖縄県漁業協同組合連合会総務課
- 4 意見書の提出方法及び提出期限 この告示による特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。意見書は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

**沖縄県告示第265号**

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 宜野湾市
- 2 事業の種類 中原地区学習等供用施設建設事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 宜野湾市赤道一丁目及び上原一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
中原地区学習等供用施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である宜野湾市が事業主体となって、起業地内に地域における学習、保育、休養及び集会の用に供するための学習等供用施設を新設する事業であるから、当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である宜野湾市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 事業の施行により得られる公共の利益について  
中原区公民館（以下「旧公民館」という。）は、地域の防犯活動、通学路の安全確保、高齢者など独居老人の安否確認等を行う中原区自治会の活動拠点として使用される等、地域において重要な役割を果たしてきた。加えて、旧公民館は、周辺住民の避難場所として指定されており、緊急災害時における周辺地域の防災施設として、重要な役割を果たしてきた。しかし、旧公民館は、令和4年1月末において建築後51年を経過し、建物外壁におけるコンクリートの剥離及び破損による落下、建物を支える柱の亀裂など、建物全体において著しく劣化が進んでおり、地震等が起こった際に建物が損壊し、緊急災害時の避難所としての機能を十分に果たせない状況にあったため、災害等が起きた際に住民に被害を与えることのないよう、令和4年2月に取り壊された。  
このことにより、これまで旧公民館において行っていた地域住民の様々な活動が制限されるとともに、災害時の迅速かつ安全な避難に支障を来すおそれがある。  
中原地区学習等供用施設建設事業は、このような状況に対応するため第四次宜野湾市総合計画基本

構想・後期基本計画に基づき計画されたものであり、平時は地域住民の教養の向上及び健康増進のための活動、自治会等の活動その他地域活動の拠点として、災害時は周辺住民の避難所として利用することができる学習等供用施設を建設するものである。本件事業の施行は、地域コミュニティの活性化及び災害時の周辺住民の安全の確保に資することが見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定された動植物は確認されておらず、確認された場合には各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずるとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地の選定に当たっては、本件事業に必要な面積が確実に確保できること及び土地利用の容易性の観点からの評価のほか、起業地内に設置されていた旧公民館が指定避難所であったこと等を考慮しており、最も合理的である。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

旧公民館が令和4年2月に取り壊されたことにより、地域の自治会等の活動拠点がなくなり、その活動が制限されているほか、中原地区内の指定避難所の数が減ることで、地域住民の安全安心な生活にも支障を来すため、本件施設整備を早急に施行する必要がある。また、中原区自治会から事業を早期に施行するよう要望もなされている。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業に相当程度長期に渡って継続的に供されるものであるから、収用することに合理性が認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宜野湾市市民経済部市民協働課

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月17日 沖縄県指令土第447号、令和3年9月27日 沖縄県指令土第649号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字瑞慶覧大平原543番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志一丁目10番4-301号志真志住宅 崎原盛旭
- 5 検査済証番号 令和4年6月20日 第4811号
- 6 工事完了年月日 令和4年6月2日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施する令和4年二級建築士試験及び木造建築士試験について、令和4年3月4日付け沖縄県公報第5012号で公告した事項の一部を次のとおり変更する。

令和4年7月5日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

変更前

2 試験会場

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 沖縄職業能力開発大学校 沖縄市宇池原2994番地2

変更後

2 試験会場

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験 琉球大学 西原町字千原1番地

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和4年7月5日

沖縄県立沖縄水産高等学校長 福 地 修

1 入札に付する事項

(1) 調達する特定役務の名称及び数量 実習船「海邦丸」第三種中間検査及び一般修繕 一式

(2) 調達する特定役務の特質等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行の期間 令和4年11月16日（水曜日）から同年12月15日（木曜日）まで

(4) 履行の場所 落札者の有するドック場

(5) 納入の場所 糸満漁港

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

(1) 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で交付を受ける方法又は沖縄県教育委員会ホームページからダウンロードする方法により入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 令和4年7月5日（火曜日）から同年8月3日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後3時まで

(2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校事務室 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号 電話番号098-994-3483

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 令和4年7月5日（火曜日）から同年8月3日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後3時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年8月16日（火曜日）午前10時

(2) 場所 沖縄県立沖縄水産高等学校小会議室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期

限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和4年7月5日（火曜日）から同年8月3日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後3時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所及び沖縄県教育委員会ホームページ

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立沖縄水産高等学校
- (2) 所在地 〒901-0305 糸満市西崎一丁目1番1号

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和4年8月15日（月曜日）午後3時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄水産高等学校に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
TypeⅢ Intermediate Inspection and Repairs for the Training Ship Kaihou Maru
- (2) Fulfillment period  
From 16, November, 2022 through 15, December, 2022.
- (3) Date for bids  
10:00 a.m. August 16, 2022
- (4) Point of contact  
Okinawa Prefectural Okinawa Fisheries High School Office  
1-1-1 Nishizaki Itoman city, Okinawa, Japan, 901-0305  
Telephone 098-994-3483

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、令和3年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

令和4年7月5日

沖縄県行政オンブズマン 吉 崎 敦 憲  
 沖縄県行政オンブズマン 真 栄 城 香 代 子

第1 令和3年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、16件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が174件、相談・要望等が50件、問合せ・資料請求が18件で、苦情申立等の件数は、合計258件となり、前年度の271件より13件減少している。

機関別では、知事部局が最も多く、次に教育委員会となっている。知事部局の中では、保健医療部に係るものが最も多く、次いで土木建築部、子ども生活福祉部、知事公室の順となっている。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）			3	1	1	1	2	1	1	1	2	3	16
窓口・電話等での苦情	11	11	20	25	21	16	13	11	15	12	8	11	174
相談・要望等	5	7	8	2	5	4	4		4	3	3	5	50
問合せ・資料請求	1	5	1	2	2	3		1	1		1	1	18
計	17	23	32	30	29	24	19	13	21	16	14	20	258

(2) 苦情申立（書面）の受付件数は、知事部局が13件（土木建築部5件、商工労働部3件、子ども生活福祉部2件、文化観光スポーツ部2件、農林水産部1件）、教育委員会2件、監査委員1件の合計16件となっている。

第2表 機関別苦情申立（書面）受付件数

機関 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	
知事部局	知事公室													
	総務部													
	企画部													
	環境部													
	子ども生活福祉部											2	2	
	保健医療部													
	農林水産部								1					1
	商工労働部			2	1									3
	文化観光スポーツ部					1					1			2
土木建築部			1				2			1		1	5	
出納事務局														
企業局														



病院事業局													
教育委員会					1		1						2
選挙管理委員会													
人事委員会													
監査委員										1			1
労働委員会													
収用委員会													
海区漁業調整委員会													
内水面漁場管理委員会													
県の機関以外													
計			3	1	1	1	2	1	1	1	2	3	16

注1 知事部局の中で1件の苦情について所管する部局が複数ある場合は、主な窓口となる部局に算入する。

2 県の機関以外とは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第2条第2号に定める「県の機関」以外をいう。(国、市町村、外郭団体等)

2 苦情申立(書面)処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立(書面)処理状況

令和3年度の苦情申立(書面)の処理状況は、前年度からの調査継続のものではなく、令和3年度に受け付けたもの16件のうち15件を処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの7件、行政に不備がなかったもの4件、調査を中止したものの3件、取り下げられたもの1件となっている。

第3表 苦情申立(書面)処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの(苦情調査結果通知書送付)	11
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(7)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(4)
2 所管外のもの	0
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	
(2) 移送	
3 その他のもの(苦情を調査しない旨の通知書送付)	0
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	

4 調査を中止したもの	3
5 取り下げられたもの	1
処理済合計	15
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	1
総計	16

(2) 苦情申立て（書面）の内容の趣旨及び調査結果

令和3年度に処理した苦情申立ての趣旨及び調査結果は、次のとおりである。また、夕は、次年度へ調査継続となったため、件名及び趣旨のみを記載している。

ア 設計業務委託の契約解除について（土木建築部）

〔趣旨〕 設計業務委託について契約解除されたが、契約解除は無効である。

〔結果〕 苦情申立を受理後、申立人から取り下げられた。

イ 時短協力金の虚偽申請による不正受給について（商工労働部）

〔趣旨〕 時短協力金の虚偽申請による不正受給について、十分な調査確認を行っていただきたい。

〔結果〕 当職から商工労働部に対し、今後、県各部局及び県警等関係機関との連携を一層強化し、虚偽申請による不正受給の事実が判明した場合には、迅速かつ厳正に対応するよう申し入れた。

ウ 時短協力金不正受給の疑いがある店舗の調査について（商工労働部）

〔趣旨〕 時短協力金の受給店舗に不正受給の疑いがある店舗が多数あり、県は調査を行ってほしい。

〔結果〕 当職から商工労働部に対し、今後、県各部局及び県警等関係機関との連携を一層強化し、虚偽申請による不正受給の事実が判明した場合には、迅速かつ厳正に対応するよう申し入れた。

エ 県の公契約条例の改正について（商工労働部）

〔趣旨〕 県の公契約条例を「規制型」へ改正し、賃金の下限を義務付け全国との賃金格差を解消してほしい。

〔結果〕 当職としては、商工労働部に対して、県の今後の対応方針に記述してある「条例の運用の課題」として捉え、取組方針へ反映させることを含めてさらに検討を進めていただくよう当職から申し入れた。

オ 沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業の審査について（文化観光スポーツ部）

〔趣旨〕 沖縄県文化振興会の令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業の審査等について問題がある。

〔結果〕 当職としては、令和3年度沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業について、審査要領及び審査基準に基づき、適切に審査を行っているものと判断した。

カ 中頭教育事務所職員の対応について（教育委員会）

〔趣旨〕 中頭教育事務所職員の対応が、高圧的で公務員として相応しくない。

〔結果〕 当職としては、教育庁中頭教育事務所職員は、苦情申立人に対して情報開示に向けて頻繁に郵便物、電話等で日程調整を行っており適切に対応していると判断した。

なお、同事務所職員が申立人へ説明する際に、一部不適切な発言があったと認められることから、教育庁に対し、適切な対応に努めるよう申し入れた。

キ 県管理安謝川護岸の亀裂による住宅の被害について（土木建築部）

〔趣旨〕 県管理の安謝川護岸の亀裂から瑕疵が生じ、住宅の傾斜、ブロック塀や土間のひび割れ等があるが、中部土木事務所の説明に納得できないことから、県の回答を求める。

〔結果〕 当職としては、土木建築部は河川管理上、必要な措置を講じているものと判断した。

なお、当職から同部に対し、現在、通行止めとなっている河川管理通路について、利用者の安全を確保し開放するため、今後、速やかに所要の対策を講じるよう申し入れた。



## ク 県管理安謝川護岸の整備不備による住宅の被害について（土木建築部）

[趣旨] 安謝川縁の自宅の家屋の傾き、ブロック塀の亀裂が発生しており、護岸整備の不備による影響が疑われる。県に対し、本事象の原因の究明及び原因に応じた現状回復をお願いしたい。

[結果] 当職としては、土木建築部は河川管理上、必要な措置を講じているものと判断した。

なお、当職から同部に対し、現在、通行止めとなっている河川管理通路について、利用者の安全を確保し開放するため、今後、速やかに所要の対策を講じるよう申し入れた。

## ケ 沖縄県子ども青少年芸術劇場の制作及び上演委託事業について（教育委員会）

[趣旨] 令和2年度沖縄県子ども青少年芸術劇場の制作及び上演委託に関して事業管理、事務処理、会計処理等について苦情がある。

[結果] 当職としては、教育庁は、今回申立てのあった令和2年度沖縄県子ども青少年芸術劇場の制作及び上演委託について、事業に伴う見積書の徴取方法や仕様書において受託者からの実績報告書等の提出を求めていること等、財務会計手続きにおいて適切でない事務処理があったものとする。

## コ 県営下南地区土地改良事業について（農林水産部）

[趣旨] 県営下南地区土地改良事業における不当行政を正して欲しい。

[結果] 当職としては、農林水産部は県営下南地区土地改良事業について、所定の手続きに基づき地主会を開催しているものと判断した。

なお、当職から同部に対し、県内外を問わず、申立人をはじめとする地権者に対しては、意向確認を徹底するとともに、丁寧な説明等を行うよう申し入れた。

## カ 八重山土木事務所への意見を求める書類の提出結果について（土木建築部）

[趣旨] 令和3年4月頃、八重山土木事務所へ法定外公共物に係る機能の有無確認書類の提出を求めたが、現在も調査結果が得られていない。

[結果] 当職としては、八重山土木事務所は、「法定外公共物にかかる機能の有無について」の発行依頼文書を受領後、意見書発行のために各方面から調査を実施している点は評価できるが、現在まで10ヶ月余の期間を経過しており、同部が迅速かつ的確な対応をしていれば早期解決が図られたものであるとする。

## シ 令和2年度地域の文化芸術振興事業委託の違法性について（文化観光スポーツ部）

[趣旨] 令和2年度地域の文化芸術振興事業委託は財務会計行為等に違法性が疑われる件など

[結果] 調査中のところ、本件苦情は監査委員から決定通知が行われていることが判明し、所管外となることから調査を中止した。

## ス 沖縄県職員措置請求の内容に関する事実確認の調査について（監査委員）

[趣旨] 沖縄県職員措置請求の内容に関する事実確認の調査をしないことは地方自治法第242条第7項違反ではないか。

[結果] 調査中のところ、本件苦情は監査委員から決定通知が行われていることが判明し、所管外となることから調査を中止した。

## セ 特定非営利活動法人の令和2年度事業報告書について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 特定非営利活動法人の令和2年度事業報告書について確認を怠ったことにより、県民は不当支出の損害を受けている件など

[結果] 調査中のところ、本件苦情は監査委員から決定通知が行われていることが判明し、所管外となることから調査を中止した。

## ソ 道路位置指定申請の取下げに伴う書類の返却について（土木建築部）

[趣旨] 道路位置指定申請の取下げに伴い同意書や印鑑証明書原本を返却してほしい。

[結果] 当職から土木建築部に対し、今後、同様な事例については、同部の対応方針に基づき迅速に対応を行うとともに、各土木事務所に周知徹底を図っていただくよう申し入れた。

## タ 生活保護者の訪問マッサージ利用について（子ども生活福祉部）

[趣旨] 生活保護者の訪問マッサージ利用について整形外科医の同意を求めることは不当ではないか。

## 3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限

り対応している。

第2 提言及び意見表明

令和3年度は、行政オンブズマンから県の機関に対する是正等の措置を講ずる提言及び制度の改善を求める意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により沖縄県知事から一般財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験を、次のとおり実施する。

令和4年7月5日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日 令和4年11月13日（日曜日）午後1時から午後4時まで

2 試験場所

- (1) 那覇市立古蔵中学校 那覇市古波蔵4丁目8番1号
- (2) 那覇市立金城中学校 那覇市金城4丁目4番地1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題） 憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和4年4月1日現在施行されているものに関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数14題） 政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護及び文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式は、40字程度で記述するものを出题する。

4 受験願書及び試験案内の配布及び請求方法

(1) 受験願書及び試験案内の窓口での配布

ア 配布期間 令和4年7月25日（月曜日）から同年8月26日（金曜日）まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

イ 配布場所及び配布時間

配布場所	所在地	電話番号	配布時間
沖縄県企画部市町村課	那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁7階)	098-866-2134	午前8時30分から午後5時15分まで
沖縄県名護県税事務所	名護市大南一丁目13番11号 (北部合同庁舎)	0980-52-2170	
沖縄県コザ県税事務所	沖縄市美原一丁目6番34号 (中部合同庁舎)	098-894-6500	
沖縄県宮古事務所総務課	宮古島市平良字西里1125番地	0980-72-2551	

	(宮古合同庁舎)		
沖縄県八重山事務所総務課	石垣市字真栄里438番地1 (八重山合同庁舎)	0980-82-3040	
沖縄県行政書士会	浦添市伊祖四丁目6番2号 (沖縄県行政書士会館)	098-870-1488	午前9時から午後5時まで

(2) 受験願書及び試験案内の郵送による請求方法

- ア 請求期間 令和4年7月4日(月曜日)から同年8月19日(金曜日)まで(必着)
- イ 請求方法 住所、氏名及び郵便番号記載の返信用封筒(角形2号:A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒)に、郵便切手140円分を貼付し、次の宛先に郵送すること。  
〒252-0299 日本郵便株式会社相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
- ウ 配布方法 令和4年7月25日(月曜日)から同年8月19日(金曜日)までの期間に郵送により配布する。

5 受験申込み手続

(1) 郵送による受験申込み

- ア 受付期間 令和4年7月25日(月曜日)から同年8月26日(金曜日)まで  
※ 令和4年8月26日までの消印があるものを受け付ける。
- イ 申込方法 受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、一般財団法人行政書士試験研究センター試験課に郵送すること。  
※ 必ず郵便局の窓口において簡易書留郵便により郵送すること。
- ウ 提出書類 受験願書(顔写真貼付、受付郵便局の日付印のある振替払込受付証明書(お客さま用)の貼付があるもの)

(2) インターネットによる受験申込み

- ア 受付期間  
(ア) 受付期間は、令和4年7月25日(月曜日)午前9時から同年8月23日(火曜日)午後5時までとする。  
(イ) インターネットによる受験申込みは、令和4年8月23日(火曜日)午後5時で終了するため、同時刻までに入力を完了していない場合は、接続中(入力中)であっても申込みができないことに注意すること。  
(ウ) 受付最終日(令和4年8月23日(火曜日))は、非常に混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるため、余裕を持って早めに申し込むこと。  
(エ) 受付期間におけるインターネットによる受験申込みは、24時間利用可能である。  
(オ) 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ(<https://gyosei-shiken.or.jp>)にアクセスし、確認すること。

イ 受験手数料の払込み

- (ア) 受験手数料は、クレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むものとする。  
(イ) 利用できるクレジットカードは、VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス又はDinersとする。  
(ウ) 利用できるコンビニエンスストアは、セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア又はニューヤマザキデイリーストアとする。

(3) 受験手数料

- ア 受験手数料は、10,400円とする。受験手数料の払込み方法については、試験案内に記載された方法によること。
- イ 受験手数料の払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
- ウ 払い込まれた受験手数料は、天災等の事由により試験を実施しないこととした場合等以外は、返還しない。

(4) 問合せ先 一般財団法人行政書士試験研究センター(電話番号03-3263-7700)

## 6 特例措置の実施

- (1) 身体の機能に障がいがある者等であって、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みその他の受験に際して必要な措置を希望する者には、障がい等の状況により必要な措置を行う。ただし、申出の時期や障がいの内容等によっては、希望に沿えない場合がある。
- (2) 受験に際して必要な措置を希望する場合は、受験申込みを行う前に、必ず5(4)の問合せ先に相談すること。

## 7 合格発表の日時及び方法

- (1) 日時 令和5年1月25日(水曜日)午前9時
- (2) 方法 一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示した後、受験者には合否通知書を郵送する。また、合格者の受験番号を掲示する日の午前中に一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページに合格者の受験番号を掲載する。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷  
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地